

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和6年12月11日午後1時00分～午後3時55分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 第50回衆議院議員総選挙における違反取締結果について

第50回衆議院議員総選挙に伴う違反取締りの結果及び警察本部及び警察署に設置していた「第50回衆議院議員総選挙違反取締本部」を12月6日をもって解散した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

公正な選挙を確保するため、厳正な取締りを行っていくことは、警察の重要な役割である。来年も参議院議員選挙等が予定されており、これらの選挙においても厳正な取締りを徹底していただきたい。

(2) 大阪府暴力団排除条例違反事件の検挙について

捜査第四課が、都島警察署、天満警察署、組織犯罪対策本部と合同で、標記の事件につき、12月4日に被疑者4人を検挙した旨の報告があった。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、61件の行政処分を決定した。

(2) 令和7年大阪府警察重点目標の設定について

令和7年大阪府警察重点目標について、運営の基本指針を「府民が安心して暮らせる『安全なまち大阪』を確立するための警察活動の推進」とし、特別推進項目について1項目を、重点目標について8項目を設定して示達する旨の上申があり、審議の結果、可として決裁した。

(3) 大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例の「処分基準」の一部改定等について

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」の施行に伴い、「大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例」の処分基準の一部改定及び処分基準内の各種法令等の点検・見直しによる一部改正について上申があり、可として決裁した。

(4) 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う風俗営業等適正化法の「処分基準」の一部改定について

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」の施行に伴い、「風俗営業等適正化法」の処分基準の一部改定について上申があり、可として決裁した。

(5) 苦情・意見要望等の受理等について

ア 苦情2件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答を決定した。

イ 苦情・意見要望等 24 件の報告があり、審議の結果、2 件については苦情受理としてそれぞれ事実調査を指示し、22 件については意見要望等としてそれぞれ処理方針を決定した。

(6) 交通規制の実施について

12 月中に実施予定の自転車横断帯、横断歩道等 117 か所の交通規制について上申があり、可として決裁した。

(7) 運転免許に係る行政手続法に基づく審査基準等の改正について

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」の施行に伴い、運転免許の効力の停止等の処分量定基準の一部改正について上申があり、可として決裁した。

2 報告事項

(1) 令和 6 年度第 2 四半期における監察実施結果について

令和 6 年度第 2 四半期（7 月～9 月）における総合監察、随時監察及び抜き打ち的随時監察の実施結果について報告があった。

(2) 文書の誤廃棄について

文書の誤廃棄について報告があった。

(3) 11 月中の警察宛て苦情の受理及び処理結果について

11 月中の警察宛て苦情の受理及び処理結果について報告があった。

(4) 生活安全部主管に係る 10 月中の専決事務の処理状況について

10 月中における生活安全部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。

(5) 交通部主管に係る 10 月中の専決事務の処理状況について

10 月中における交通部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。

(6) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について

11 月 18 日から 12 月 1 日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

(7) 警察職員等の援助要求について

警察法第 60 条第 1 項の規定に基づく、警察職員等の援助要求 1 件について報告があった。

以 上